

事 務 連 絡
令 和 2 年 10 月 28 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その2）（リーフレット）

令和2年7月豪雨による災害に関し、被災者が利用する介護サービス事業所等における被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）や利用料の取扱いについて「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）」（令和2年7月14日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）において介護サービス事業所等で掲載いただくためのリーフレットを送付したところです。

今般、「令和2年7月豪雨による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その8）」（令和2年10月28日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）において、被災者が利用する介護サービス事業所等における被保険者証等や利用料に関する今後の取扱いが示されたことを踏まえ、別添のとおり、リーフレットの内容を更新しました。

つきましては、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただくとともに、必要に応じて介護サービス事業所に更新後のリーフレットを改めてご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年7月豪雨で被災された方について、令和3年1月1日から介護サービス事業所等の窓口での取扱いが変わります。

1. 被保険者証等の確認が必要となります。

現在、被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、氏名、生年月日、住所、負担割合を確認し、介護サービスを利用できますが、令和3年1月1日からは、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、保険者が発行する免除証明書の確認が必要となります。

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、免除証明書の提示がない場合でも、窓口で利用料を受け取る必要はありませんが、令和3年1月1日からは保険者が発行する免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外のサービス事業所においても同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来通り支払いを受けてください。

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が事業を廃止し又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

(詳細は、厚生労働省HP「令和2年7月豪雨関連情報」における「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

証明書発行に関しては、各保険者へ問い合わせいただくよう周知ください。